



国土調査（地籍調査）を実施します

市では、平成17年度から国土調査未実施区域（旧西条市分）の調査を再開します。今回は、下島山の一部（乙番地）と飯岡の一部を調査する計画です。（左図参照）

国土調査は、土地の一筆ごとの地番、地目、地積等を調査します。そのため、境界の確認など、市民の皆さまのご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

■問合せ 市庁舎本館
国土調査課（内線2642）

社会保険事務所から年金制度改正のお知らせ

■若年者納付猶予制度

30歳未満の人で本人および配偶者の前年の所得が一定以下の場合は、申請によって保険料の納付が猶予されます。この猶予制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとなりませんが、不慮の事態が生じたときにも安心です。

なお、猶予期間は年金の受給期間には算入されませんが、年金額の計算には反映されません。追納（10年以内）することもできますが、2年を経過した場合は、保険料に加工金が上乘せされます。

■第3号被保険者の特例届出

第3号被保険者（厚生年金等に加入する人の被扶養配偶者）の届出もれがあった場合、届出から2年以上前の分については未納扱いになっていました。4月からの改正で、第3号被保険者としての被保険者期間のうち、第3号被保険者になっていないにも関わらず、届出をしなかったことで保険料納付済期間に算入されない期間がある人については、届出を行うことにより、届出が行われた日以後、保険料納付期間として認められます。

■育児期間中の配慮措置

○保険料の免除制度が拡充
子どもが満1歳に達するまでの育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除制度が、子どもが満3歳に達するまで延長されます。

手続きは、事業主を通じて社会保険事務所への届出が必要となります。

○標準報酬月額措置

3歳未満の子どもを養育するため、勤務時間の短縮などによって標準報酬月額が低下した場合は、事業主を通じて社会保険事務所に届出を行えば、将来の年金額が低下しないように配慮する措置が創設されます。

■在職高齢年金制度の見直し

老齢厚生年金を受給している60歳から64歳の人が就労して厚生年金保険の被保険者である場合は、年金額が一律2割支給停止となり、さらに年金額と賃金額に応じて年金が支給停止されていましたが、一律2割の支給停止が廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみになります。

■問合せ

- 新居浜社会保険事務所
TEL 0897-35-1300
- 今治社会保険事務所
TEL 0898-32-6141

シルバー人材センターからのお知らせ

新 社団法人 西条市シルバー人材センターが誕生

《シルバー人材センター各事務所の所在地》

- 本部・西条事務所 TEL0897-55-7785
大町457（西条市民公園内）
- 東予事務所 TEL0898-76-1580
壬生川111-1（旧東予市・丹原町公共下水道事務組合跡）
- 丹原事務所 TEL0898-68-7368
丹原町池田1733-1（丹原福祉センター内）
- 小松事務所 TEL0898-72-6503
小松町新屋敷乙48-1（小松保健センター内）

新「西条市」の発足に伴い、平成17年4月1日をもって、(社)西条市シルバー人材センター、(社)東予市シルバー人材センター、丹原町ミニシルバー人材センター、小松町シルバーゆうが統合し、新たに(社)西条市シルバー人材センターとしてスタートしました。

《シルバー人材センターの会員を募集します》

市内にお住まいのかたで、おおよね60歳以上の健康で働く意欲のあるかたなら、誰でも会員になれます。

■シルバー入会説明会の開催場所・日時

- 東予事務所：毎月第2水曜日 10時から開催
 - 西条事務所：毎月第2水曜日 13時から開催
- ※丹原事務所・小松事務所では、説明会を開催していません。丹原・小松地区のかたは、どちらかご都合のよい方へお越しく下さい。



21世紀を支えるシルバーパワー

